

令和8年度施設等利用給付認定申込み 提出書類チェックリスト

利用(希望)施設名	(歳児)※R8/4/1現在の年齢を記入			
給付認定子ども	氏名	生年月日	年 月 日生	
申請・届出区分	<input type="checkbox"/> (1) 新規申請			
	<input type="checkbox"/> (2) 支給認定区分変更による新規申請(2号⇒1号)			
	<input type="checkbox"/> (3) 現況届			
<p>※以下の書類は申込みや変更手続きに必要となる書類です。書類がそろっていることをご確認のうえ、□にチェックをしてください。また、書類提出時、必要書類とあわせてこのチェックリストを提出ください。</p> <p>④は満3歳児(3歳になってから初めての4月1日までの間にある子ども)のみ ⑥は幼稚園・認定こども園を利用していない子どものみ</p>				
必要書類等(詳しくは裏面の注意事項をご確認ください)			提出者 父 母 (未提出の場合) 提出予定日	
①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書(①又は②の場合)			<input type="checkbox"/> いずれかに□	
②現況届			<input type="checkbox"/>	
③保育が必要であることを証明する書類	※いずれも令和8年4月1日以降の内容について証明する書類を提出ください。			
	就労(会社等に勤務) 自営業	就労(内定)証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	産休・育休中	産休・育休欄に記載のある就労(内定)証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	就労予定	就労(内定)証明書 ※就労(内定)証明書がもらえない場合は求職活動としてください。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	妊娠・出産(予定) ※産前産後8週	保育を必要としている事由申立書 母子手帳(母氏名・出産予定日記載ページ)の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	疾病・障がい	保育を必要としている事由申立書 診断書、障害者手帳等の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	看護・介護	保育を必要としている事由申立書 診断書、障害者手帳等又は介護保険被保険者証の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	災害復旧	保育を必要としている事由申立書 被災証明書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	求職活動 ※90日	保育を必要としている事由申立書 ハローワーク受付票の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	就学・職業訓練	保育を必要としている事由申立書 在学証明書等の写し、授業時間がわかるカリキュラム等の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	虐待・DV	保育を必要としている事由申立書 ※添付書類についてはご相談ください。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	④住民税を確認する書類	令和7年1月1日以前から平川市に住民登録がある方	年末調整、確定申告、住民税申告済みの方は書類の提出は不要です。 (未申告の場合)申告書の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日
		令和7年1月1日以前から平川市に住民登録がない方	※マイナンバーをお持ちでない場合 令和7年度所得課税(非課税)証明書 (令和7年1月1日現在、住民登録のある市町村で発行) ※マイナンバーをお持ちの方は不要です。 ※継続利用の方は不要です。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日
	⑤に法定する代理受領	新規認定を希望する方	委任状	<input type="checkbox"/> 月 日
⑥保育所等を確認する書類しない	幼稚園、認定こども園、保育所に入所していない方	保育所等利用申込等の不実施に係る理由書	<input type="checkbox"/> 月 日	
⑦その他の書類	障がいをお持ちの方	障がい者手帳、特別児童扶養手当の受給を証するものの写し	<input type="checkbox"/> 月 日	
	離婚前提別居中で調停、裁判中の方	調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	
	生活保護受給中の方	生活保護決定通知書等の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 月 日	

(裏面もご確認ください)

(注意事項)

1. 提出先

利用中又は利用希望の施設へ提出ください。

2. 申請・届出区分

(1)~(3)のいずれかに☑してください。

3. 必要書類等

●①申請書または②現況届及びこのチェックリストはお子さん1人につき1枚必要です。

●③~⑥の書類については、きょうだいが同時に利用する場合、上のお子さんに添付し、チェックリスト下欄に、添付したお子さんの氏名を記入してください。

●提出締切までに書類を提出できない場合は認定できませんので、必ず提出ください。

●③保育が必要であることを証明する書類について

- ・ いずれも令和8年4月1日以降の内容について証明する書類を提出ください。

※就労期間等が令和8年3月31日以前で終了する証明書等を提出された場合は、認定することができません。4月1日以降の就労が未定の場合は、求職活動で申請し、内定され次第、就労(内定)証明書に差替えてください。

なお、支給認定後に差替える場合は変更申請が必要となります。

・ 育児休業を理由とする場合、育児休業取得時に、すでに保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要である場合のみ認定可能です。

・ 妊娠・出産を理由とする場合、産前・産後8週のみの認定となります。産前・産後8週以外の期間の入所を希望する場合、その他の保育を必要とする事由がなければ認定することができません。

・ 疾病等を理由に診断書を提出する場合、病名、症状、自宅での保育が困難(介護・看護が必要)な状態であること、通院・入院・療養に関する期間等、具体的に記載があるものを提出ください。

●④住民税を確認する書類について

- ・ 満3歳児の子どもの場合、住民税非課税世帯であることを確認する必要があります。
- ・ 確認後、住民税課税世帯であった場合は、後日却下通知書をお送りします。

●⑤法定代理受領に係る委任

- ・ 保護者に代わって、施設が当市へ施設等利用費を請求及び受領するための書類です。

●⑥保育所等を利用しない理由を確認する書類

- ・ 教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申込みを行わなかった主な理由をご記入ください。

●⑦その他の書類について

- ・ 入所するお子さん、父母、同居する家族に障害のある方がいる場合、障がい者手帳等の写しを提出ください。

※申請書または現況届にも確認欄がありますので、忘れずに記載してください。

(問合せ) 子育て健康課子ども支援係

0172-55-5832(直通)